

中小企業支援施策情報

中途採用の拡大に取り組む事業主を支援！

早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大を図る事業主に対して助成する制度です。

※下記に加えて常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主は、中途採用率を公表していることも助成対象の要件です。

助成概要
助成額

Ⓐ中途採用率の拡大 助成額:50万円

中途採用率を20ポイント(中途採用率拡大目標値)以上上昇させた事業主に対する助成

Ⓑ45歳以上の中途採用率の拡大 助成額:100万円

以下のすべてを満たす事業主に対する助成

- ・中途採用率を20ポイント(中途採用率拡大目標値)以上上昇させた
- ・うち45歳以上の労働者で中途採用率を10ポイント(45歳以上中途採用率拡大目標値)以上上昇させた
- ・当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた

※助成対象となる方を雇い入れる日の、前日までに中途採用計画の作成・提出が必要です。

対象となる
労働者

以下のすべての条件を満たす労働者が対象です。

- ①申請事業主に中途採用(※1)により雇い入れられた
- ②雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた
- ③期間の定めのない労働者(パートタイム(※2)を除く)として雇い入れられた
- ④雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、雇用関係、出向、派遣、請負または委任により当該事業主の事業所で就労したことがない
- ⑤雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、申請事業主と密接な関係にある事業主に雇用されていた経験が無い
- ⑥雇入れ時の年齢が45歳以上である(「Ⓑ45歳以上の中途採用率の拡大」の場合のみ)

※1 新規学卒者や新規卒業者と同一の枠組みで採用された方以外を指します。また、ハローワークからの紹介による雇い入れ以外も対象となります。

※2 パートタイムとは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と比べて短い労働者」のことを指します。

お問い合わせ

宮城労働局 職業対策課助成金センター 022-299-8063

詳細は、厚生労働省ホームページよりご確認ください。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160737_00001.html



※掲載している内容は **10月27日時点** の情報です。

申請の際は、当所ホームページ等で最新情報をご確認ください。

経営に関するご相談をお悩みの事業者の方は、
仙台商工会議所経営相談窓口までお問い合わせください。



問 経営支援グループ TEL 022-265-8127

問い合わせフォーム

建造物の解体工事は、お任せください。
地域、環境を考え高い技術力で安心な解体作業を行います。



(株)丸 翔

〒983-0013 仙台市宮城野区中野字神明172-2 TEL: 022-388-8685